かけはし21

第47号
発行所
一般社団法人
徳島県農業会議
〒770-0011
徳島市北佐古一番町
5番12号
徳島県JA会館 8F

主な内容

一　寺井会長年頭挨拶／晴れの受賞者……1
二　今後の農地利用最適化の取り組みの留意点……2
三　飯泉徳島県知事に徳島県重点農業施策を提案……3～5
四　秋の叙勲 旭日双光章を受章／農地集積決起大会……6
五　農業委員等の綱紀粛正／全国農業委員会会長代表者集会……7
六　農地集積に農業委員会の皆さんのご協力を……8
七　日本政策金融公庫のお知らせ／女性農業委員を紹介……9
八　徳島県農業会議の行事予定……10

寺井会長新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。２０２０年の年頭にあたり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

また、日頃から徳島県農業会議の業務推進につきまして、格別のご理解とご支援をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、農業・農村の現場におきましては、農業者の高齢化、農家戸数の減少、耕作放棄地の増加が進む中、ＴＰＰ11、日ＥＵ経済連携協定、そして本年発効した日米貿易協定など経済のグローバル化による農産物の貿易自由化の動きが進展しており、農業経営の先行きに不安を与えています。こうした難局を乗り越え、農業者の所得を増やし、持続可能な力強い農業と活力ある農村を構築していかなければなりません。

こうした中、本県の農業委員会組織は農業委員会制度発足以来、60年ぶりの抜本的な改革と言われる「改正農業委員会法」に基づき、昨年度に新体制への移行を完了させ、現在、農業委員３５１名、農地利用最適化推進委員２２５名、合わせて５７６名で農業委員会活動を行っております。

新たな農業委員会制度により、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組む体制が強化され、新設の農地利用最適化推進委員が中心となり、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった、地域における取り組み活動が加速しています。

また、令和元年５月に「農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正」が施行され、農業委員会の新たな役割として、地域農業の将来像を形づくるための農業者の意向把握と、これを基とした地域の話し合い活動に積極に取り組むことが求められています。

このため、農地法をはじめとする農地制度の厳正な運用を徹底し、農地の確保と有効利用に努めるとともに、「人・農地プラン」の話し合い活動への参加など農地利用最適化の推進に、行政、ＪＡ、土地改良区及び農地中間管理機構とともに手を携えた取り組みをすすめているところでございます。

徳島県農業委員会組織といたしましては、こうした活動を通じ、今後とも、農業・農村現場において農政を担う組織として、「地域農業の振興」「農地等の利用の最適化の推進」に全力で取り組んで参りますので、皆様方のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

（寺井　正邇）

晴れの受賞お慶び

農業委員に対する知事感謝状贈呈式が12月18日、県庁講堂で執り行われ、寺井農業会議会長を含む常設審議委員等が見守る中、飯泉知事から徳島県の地域農業の発展と農業委員会活動に功績のあった厚田遠市様（阿南市）に感謝状が授与されました。

感謝状を授与された厚田様には、心からお慶び申し上げますとともに、今後とも本県農業の振興並びに農業委員会活動にご尽力賜りますようお願いいたします。

あぜ道の声

昨年度より農業会議内に開設している「徳島県農業経営相談所」が好評です。

個人、法人を問わず県内の農業者ならこの相談所を利用でき、相談内容に応じて無料で税理士、中小企業診断士、社会保険労務士など専門家の派遣指導を受けることが出来ます。

農業経営に関するよろず相談が可能で、「経営改善のための診断をして欲しい」や「会社を立ち上げて法人化したい」といった相談の他、「高齢化によりリタイヤするので、経営をまるごと引き受けてくれる人はいないか」など、第三者継承を求める今日的な相談も多く寄せられています。

いずれにせよ、相談案件ごとに編成された支援チームにより、一歩も二歩も踏み込んだ、厳しく的確なアドバイスが受けられることが相談者から好評を得ている理由です。

なお、１月には県内三カ所でこの相談所による移動農業経営相談会が開催されます。どうぞ経営上の悩みを持つ方はご参加を。

（石田 和宏）

今後の農地利用最適化の取り組みの留意点について

農業委員会組織は、平成28年の改正農業委員会法の施行を受け新たな法令必須業務である「農地利用の最適化」に組織をあげて取り組んでいます。

昨年5月に公布された「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「農地中間管理事業等改正法」）において農業委員会は農地所有者の意向把握、人・農地プランの（以下「プラン」）に代表される地域の話し合いへの参加等を通じ市町村に協力することが法定化され、農地利用の最適化業務の明確化、重点化が図られました。

今後、全国の市町村は「農地中間管理事業等改正法」を踏まえ、「人・農地プランの実質化」に取り組むこととなり、農業委員会組織は次のことに留意して農地利用の最適化の更なる取り組みを進めていくことが求められています。

1 農業委員会のスタンス

（1）推進体制の構築と機運の醸成

「プラン」の主体は市町村で、農業委員会は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第26条第3項に協力する立場であることが明記されています。

プランを推進するためには市町村が主体となって農業委員会等の関係機関・団体が一致団結して取り組む体制を構築することが必要です。農業委員会が協力するに当たっては次の点に留意することとします。

①プランのアンケートと農業委員会の農地所有者の意向把握は連携して実施する。

②現況把握のため市町村が実施する地図の作成に当たって必要な情報を提供する。

③プランの工程表及び地区状況表作成過程において農業委員会事務局は必ず関与し、確実に農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」）を担当地区に配属する。

④農業主幹部署と連携して確実に委員等が地域の話し合いに参加する。

（2）農地所有者の意向把握とプランの関係

今回の「農地中間管理事業の推進に関する法律第26六条第3項に農業委員会は農地所有者の意向を把握することが位置づけられていますが、一方で「進め方」においては、「農地の貸し付けに関する意向」は任意となっています。

農業委員会の農地利用の最適化の最も重要な取り組みの一つが農地の集積・集約化ですので、農業委員会における農地の貸借等の意向把握は必須の取り組みとします。

2 アンケートの実施

（1）プランのアンケートと農業委員会の意向把握

プランのアンケートと農業委員会の意向把握は地域の実態に応じて柔軟に対応し、両者は連携・補完の関係にあることに留意することが必要です。

本県では、市町村がアンケートを実施し、未回答者に対する回収を農業委員会が戸別訪問で補うような連携が多く行われるようです。

3 地域での徹底した話し合いにおける委員等の役割

今回の農地中間管理機構等改正法では、委員等はプランの話し合いに参加することと明記されていますが、具体的な任務・役割については記載されていません。

しかしながら、従来のプランの中での役割を踏まえると委員等の役割は以下の3つに分類されますので、この役割を担って、「人・農地プランの実質化」が図られるよう取り組みましょう。

1 進行・集約

参加者の意見を引き出しつつ、時間内に話し合いがまとまるよう進行や意見集約を行う。

2 現場活動報告

担当地区における日常活動からわかる農地所有者の意向を報告する。

3 話題提供

話し合いの場が前向きで明るい雰囲気になるような発言を心がけ、各地の先進的な取り組み等の紹介を行う。

「人・農地プラン」をめぐる市町村と農業委員会の関係

農地中間管理事業の推進に関する法律第26条（農業者等による協議の場の設置等）

市町村

第1項
農業者その他の当該地域の関係者による協議の場を設ける（人・農地プラン）
① 中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者
② 当該地域における農業の将来の在り方
③ 農地中間管理事業の利用等に関する事項

第2項
農地に関する地図を活用して必要な情報を提供
① 地域における農業者の年齢別構成
② 農業後継者の確保の状況とその他

（協力要請）

協力

農業委員会

第3項
当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする

①情報の提供
i. 農地の保有及び利用の状況
ii. 農地の所有者の農業上の利用の意向
iii. その他の農地の有効的な利用に資する情報

②委員及び推進委員の第一項の協議への出席

飯泉徳島県知事に徳島県重点農業施策を提案

徳島県農業会議は10月2日に寺井会長ほか9名の常設審議委員が飯泉知事と面談し、2020年度徳島県重点農業施策について政策提案をいたしました。

政策提案は、徳島県の主要な農業施策が更に積極的に展開されるよう、市町村農業委員会から意見・提言を求めるとともに、農業会議の常設審議委員会で協議し、農業委員会法第53条第1項の規定に基づく意見として21項目に取りまとめました。

政策提案の全文は次のとおりです。

「2020年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」の全文

Ⅰ 人を『育む』～次代を担う人材への投資～

1 新規就農者のキャリアアップ支援

農村現場では、担い手の不足が深刻な問題となっており、農地を守り、地域農業を維持・発展させていくためには、担い手の育成・確保が喫緊の課題である。

これまで、本県で新たに農業を始める方が円滑に就農できるよう、就農実務研修等を実施する「とくしま就農スタート研修事業」に取り組み、27年度の事業創設以来四カ年で159名が就農に結びつくなど、効果が上がっている。

また、農業分野から地方創生を牽引するため、地域の特産物を活用した生産から、加工・販売までを一体的に実施し、新たな産業や需要を創出する六次産業化人材を育成する取組を加速させる必要がある。

そこで、雇用就農、独立就農へとつながるよう「とくしま就農スタート研修事業」を継続するとともに、六次産業化人材のキャリアアップシステムの充実など、新規就農者等が夢と希望を持って取り組み、農村地域に定着する次代を担う人材として成長できるよう支援を強化されたい。

2 農業経営の第三者継承の推進

農業従事者の高齢化が進む中、今後は後継者不在により、経営継続が困難となる農業経営体の増加が見込まれる。

そこで、後継者不在の農業経営体の土地、機械・施設、経営ノウハウなどの経営資源を、家族以外の第三者へ継承（第三者継承）していくことが必要である。

①農業経営の意向調査を実施し、第三者への経営移譲希望者や経営継承希望者の掘り起こし

②農地情報公開システム等を活用した一元的な農地情報の管理と提供

③経営移譲希望者と経営継承希望者とのマッチングやM&A等の専門家派遣など、第三者への円滑な経営継承を支援されたい。

3 農業の担い手への総合的な支援

農業を生涯の職業として選択しうる産業としていくためには、基本となる所得の確保が重要となる。

そこで、もうかる農業を実現するため、生産技術の指導体制の強化、新品種・新技術の研究開発、販路の拡大等、担い手の経営安定化に向けたより一層の支援を図られたい。

また、「農業次世代人材投資事業」などの人材育成予算の確保に努められたい。

4 集落営農組織や農業法人の育成支援

農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業の環境が厳しくなる中、集落営農組織は地域農業を維持発展させる「担い手」として重要である。また、農業法人は、農地を持たない新規就農者の受け皿や地域における就業の場となっている。

そこで、農地が将来にわたり有効かつ適切に利用されるため、集落営農組織や農業法人などの多様な担い手の育成や経営安定に向けた支援を継続して実施されたい。

5 女性農業者の活躍支援

農業・農村において重要な役割を果たしている女性農業者の活躍をすすめるため、家族経営協定の締結促進を行うとともに、六次産業化や食育など女性農業者の活動が広がるよう支援されたい。

あわせて、女性農業委員等地域のリーダーとなる女性農業者のネットワーク活動を支援されたい。

6 外国人人材の受け入れ体制の整備

外国人材を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設され、農業分野では一号特定技能外国人の受け入れが可能となった。

深刻化する本県の農業現場の人手不足に対応するため、従来からの「外国人技能実習制度」も含め、外国人材が活躍し、産地の維持・強化につながるよう、優良事例の情報収集や受け入れる農業者等への制度説明などの支援をされたい。

Ⅱ 生産を『増やす』～市場ニーズや地域特性に応じた生産振興～

1 水田農業の振興

水田の有効活用による経営の安定化に向け、飼料用米や加工用米など新規需要米等の作付けを支援する「経営所得安定対策」の恒久化及び十分な予算の確保を国に働きかけられたい。

また、水稲の良質な種子の安定供給を図るため、種子の原種や原原種の生産をはじめ、長期的な視点に立ち、県として「安定的な種子確保」を推進されたい。

2 安全・安心な食料の安定供給

農林水産省が定める「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」は、東京オリンピック・パラリンピック開催以降に国際水準GAPレベルに引き上げられることが予定されている。

現行ガイドラインに準拠する「とくしま2安GAP農産物優秀認定」については、大会後を見据え、取得者が国際水準GAPにステップアップできるようGAP先進県として、的確に対応するとともに、GAP実践の裾野を広げる取り組みを一層推進されたい。

併せて、「とくしま2安GAP農産物」の認証審査機関でもある、NPO法人徳島県有機農産物認証協会の運営体制の強化と支援を継続して実施されたい。

3 食育・地産地消の推進

農産物の地産地消を一層推進するため、直売所、学校給食や地方市場等、地域の農林水産物の消費拡大につなげる生産者団体等の取り組みに対する支援制度の更なる充実を図るとともに、学校等が行う地域の農業や農産物、伝統的な食文化についての学習など食育への支援を強化されたい。

4 スマート農業の推進

農業の現場では、担い手の高齢化が進み、労働力不足が深刻となっている。

このため、IOTやAI、ドローンなどの最先端技術を活用し、省力・軽労化や高品質化により、本県農業の生産力向上に資する、スマート農業の研究開発を推進するとともに、現場への普及に向けた支援を充実されたい。

Ⅲ マーケットを『拓く』～需要拡大に向けた販売力強化～

1 挑戦するとくしまブランドの展開

（1）「すだち」や「ほうれん草」など、本県の主要品目の産地再生や、安全・安心で高品質な「とくしまブランド」農産物の供給体制の強化に繋がる支援対策の充実を図られたい。

また、新たな販路開拓や輸出拡大など、さらなる市場拡大に向け、「とくしまブランド推進機構」を核とした、生産から流通・販売に至る活動を強化されたい。

（2）異常高温や集中豪雨などの気候変動に対応できる、耐候性品種等の生産現場への導入や、新たな品種・技術開発に、一層取り組まれたい。

2 六次産業化の促進

サイエンスゾーンを核として、農林水産総合技術支援センターと、大学、民間企業等との連携強化により、六次産業化を加速させるとともに、研修の充実により、農業者自らが付加価値の高い加工品の試作から商品開発までを実施する六次産業化人材の育成を一層進められたい。

また、六次産業化を促進するため、ソフト・ハードの両面による支援の更なる充実をお願いする。

3 海外展開の促進

国内の食市場が縮小する中、農林水産物の海外輸出に国を挙げて取り組んでおり、徳島県においても国と同様に各種施策を推進している。今後、欧州等に向けて柑橘類など県産農産物の更なる輸出拡大を図るため、相手国の検疫条件等をクリアできる「輸出型産地づくり」や、グローバル人材の育成に継続して取り組まれたい。

Ⅳ 生産を『支える』～強靭な生産基盤の整備～

1 「とくしまブランド」を支える生産基盤の整備

安全・安心で多品目・高品質な「とくしまブランド」農産物の安定した生産を図るため、農業農村整備関係予算を十分確保し、農業の競争力強化及び県土強靭化の礎となる生産基盤の整備をより一層推進されたい。

2 農地中間管理機構活用による担い手への農地集積の加速化

（1）平成28年4月に施行された改正農業委員会法に基づき、県内すべての農業委員会が新体制に移行し、新たな制度の下、農業委員や農地利用最適化推進委員が設置されている。

担い手への農地の利用集積を加速するためには、農業委員や農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構との連携が必要不可欠であることから、農業委員会改革が最大限の効果を発揮するよう、活動を強化するための支援措置を講じるとともに、農地情報公開システムの機能強化に向け、十分な予算確保について国へ働きかけられたい。

（2）区画整理等生産基盤の整備が行われていない農地については、農地中間管理機構を介した担い手への農地集積・集約化が進まない可能性があることから、「農地中間管理機構関連農地整備事業」や「農地耕作条件改善事業」などを活用し、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に取り組まれたい。

3 農地の国土調査（地籍調査）の早期完了

平成25年の農地法改正により農地台帳が法定化され、平成27年4月1日から「全国農地ナビ」により農地台帳の一部情報とともに、農地地図のインターネット等による一般公開が始まったが、関係機関が有する地図や公図においてさらなる精度向上が課題となっている。

このため、一般公開が開始された農地地図情報の整備強化のためには、国土調査（地籍調査）を早期に完了させることが必要であり、その実現に向けた予算措置を国に働きかけられたい。

4 「人・農地プラン」の実質化に向けた推進体制の整備・強化

人・農地プランの策定と見直しを推進するため、市町村、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、JA、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して取り組む、農地所有者等の意向把握と集落での話し合い活動について支援されたい。

Ⅴ 地域を『守る』～活力と魅力にあふれた農山漁村の創出～

1 鳥獣被害の防止対策の推進

イノシシ・サル・シカ等による農作物等の鳥獣被害は深刻さを増し、中山間地域では営農の継続が困難な農地も散見される。

このため、鳥獣被害対策として、地域が主体となった防護対策や捕獲対策など、多様な取組みを支援する施策を長期的に講じるとともに、侵入防止柵の整備をはじめ、地域の環境整備やジビエとしての活用を進めるための施設整備など被害防止に必要な予算を確保し、県民が鳥獣被害の減少を実感でき、安心して暮らせるよう、総合的な野生鳥獣対策に取り組まれたい。

2 中山間地域の農地利用の促進と魅力発信

中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により、担い手が減少しており、地域によっては、農業生産活動の停滞はもとより、集落維持活動に支障をきたすなど、活力が低下している。

このため、中山間地域において、地域に根ざした集落営農組織や法人経営体等が担い手となり農地集積を進め規模拡大を行う場合や耕作放棄地防止活動に対する支援措置を講じられたい。

また、食文化や農村景観などの魅力発信を行い、農泊の推進や企業・大学と連携した協働活動による交流を促進させるなど、活性化に向けた支援を行われたい。

Ⅵ 農業委員会の体制整備

1 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法に基づき、農業委員会が担う法令業務及び果たすべき役割が増大していることから、農地利用最適化の推進に必要な予算を十分に確保するとともに、現場でより活動がし易い運用改善を図るよう国に働きかけられたい。

併せて、本会議が関与する「農地転用許可」等の法令業務や農業委員会ネットワーク業務に係る国費補助と県の支援措置を継続して講じられたい。

また、農地転用に係る太陽光発電施設について、営農型における下部の農地での営農確保や永久転用での除草等敷地管理など、転用事業者への厳格な指導並びに農業委員会への支援をお願いする。

2 農業委員会の事務局体制の整備・強化

市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制を整備・強化するため、市町村等の積極的な対応による専任職員の十分な配置や、資質向上等の対策を強化するとともに、そのための予算を確保するよう、国並びに市町村に働きかけられたい。

2019年秋の叙勲 旭日双光章を受章
美波町農業委員会会長 瀧本博文氏

瀧本博文氏は、日和佐町農業委員会の代表として平成11年7月から、また、合併後は美波町の代表として平成18年3月から現在まで二十年間、農業会議の常任会議員及び常設審議委員として、永きにわたり農業会議の運営並びに事業推進に尽力されてきました。

特に、県知事から農地転用許可等に係る諮問については、農業委員及び農業委員会会長として培われてきた見識を遺憾なく発揮し、毎月の審議に参加する中で、農業会議として公平・公正な答申に寄与してきたことは、関係者から高く評価されています。

また、地元美波町においても、水稲を中心とした農業構造の中で、担い手が生き残る手段として農地中間管理事業を推進し、平成二十九年度までに町内の農地面積の9・8％を占める39・6ヘクタールが担い手に集積されたことにより、美波町の担い手への農地の集積率は20・5％となり、県内第2位となりました。

さらに、毎年8月ごろに集中する稲刈りなど農繁期の負担軽減策として、平成29年から、農業者へ稲WCSへの転換を推進し、同年度には7・5ヘクタールまで増加しました。

また、瀧本博文氏が代表を務める「日和佐乙姫米栽培研究会」は、メンバー全員がエコファーマーの認定を受け、ブランド米である「日和佐乙姫米（品種：コシヒカリ）」の生産を行っており、徳島県が策定した慣行レベルより、化学肥料及び化学農薬を六割以上削減した「特別栽培米」で、ナタネ油粕を基本とした施肥設計や種子消毒等を行うなど創意工夫に富んだ栽培を実践しています。

同研究会では、毎年、取引先の生協組合員を産地に招き、「田植え交流会」、「稲刈り交流会」を開催し、消費者に自然豊かな地域の特性と米づくりの苦労、収穫の喜びを体感してもらっています。

このような取り組みが高く評価され、平成29年度の農林水産省主催の環境保全型農業推進コンクールにおいて奨励賞を受賞し、同年度の新嘗祭に献穀する栄誉に浴されました。

このように瀧本博文氏は、農地の権利移動・転用等の農業委員会業務の適正執行はもとより、担い手への農地集積並びに環境保全型農業への取り組み、消費者との交流による地域の活性化など、様々な場面で農業委員として中心的な役割を果たしてきました。

今後も、新たなことに挑戦し、地域農業の発展に貢献したいと強い意欲を見せておられますので、健康に留意され、奥様と二人三脚で、益々のご活躍を期待しております。

県内農業の持続的な発展を目指して
～農地集積決起大会を開催～

農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化の機運を高めるため、徳島県と関係農業団体は、「農地集積決起大会」を昨年11月23日に徳島市において開催しました。

決起大会は、協定締結式と決起大会の二部構成で行われ、第一部の協定締結式では、徳島県農業会議、JA徳島中央会、徳島県農業開発公社、徳島県土地改良事業団体連合会の四者が「農地中間管理事業の推進に関する連携協定」を締結し、農地所有者・担い手への農地中間管理事業の周知徹底や、担い手の農地集積に向けた更なる支援を進めることについて確認を行いました。

第二部の決起大会では、県農業開発公社の河野代表理事による徳島県における農地集積の取組方針・農地中間管理事業の概要説明や中国四国地区の優良事例の紹介、また、県内三地区の活動事例が発表され、大会の最後には農業会議の三宅副会長による大会宣言が読み上げられ、300人を超える参加者全員が担い手への農地の集積・集約化に向けて「頑張ろう」を力強く唱和しました。

農業委員等の綱紀粛正について

昨年10月奈良県の安堵町の農業委員会会長及び元農政課長が農地法違反の疑いにより、また、大分県の別府市農業委員会の会長が、農地転用の許可手続で便宜を図った見返りに現金数十万円を受け取ったとして収賄の容疑により、それぞれ逮捕されたという報道がありました。

本県においても一昨年の10月に不祥事が発生し、農業会議としてもコンプライアンスに関する会議や研修を重ね、いくつかの農業委員会では倫理要綱等を策定し、住民の信用・信頼を取り戻す活動を実施してきたところです。

今回は他県の農業委員会によるものですが、農地行政と制度の一翼を担う行政委員会としての農業委員会に対する農業者及び地域住民の信用・信頼を著しく失墜させるもので、その影響の大きさは計り知れないものがあります。農業会議としても各農業委員会に改めて法令の遵守、公正な職務の遂行、綱紀の保持の徹底についてお願いしていますが、農林水産省においてもこのことを重く受け止め、経営局長名による綱紀粛正に関する通知が発出され、次のことについて、その趣旨及び内容の周知徹底を求めています。

1綱紀粛正の徹底

今一度、農業委員会が担っている職務の重要性を認識いただき、改めて農業委員等が法令を遵守し、公正な職務の遂行に努めるよう更なる綱紀粛正の徹底を図られたい。

例えば、各農業委員会において、常日頃より、総会、部会及び研修等の機会において、農業委員、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び職員に対して、法令を遵守し、構成にその職務を遂行するよう周知をお願いしたい。

2農業委員及び推進委員の選任について

農業委員会に関する法律において、農業委員は、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て任命することとされている。また、推進委員は、農業委員会が委嘱しなければならないこととされている。

このため、農業委員及び推進委員は任期満了に伴う選任に当たって、農業委員会及びその属する市町村においては、法令を遵守し、公正にその職務を遂行する者が選任されるよう、慎重な判断が求められることを今一度認識いただきたい。

例えば、各市町村及び各農業委員会において、現に在任する農業委員又は推進委員を再任しようとする場合は、当該委員が過去に法令を遵守し、公正にその職務を遂行できていたかを確認の上、委員としての適切性を判断いただく必要がある。

また、過去に農業委員及び遂行委員の経営の有しない者を選任する場合には、当該委員の任期の開始に当たって、法令を遵守し、公正にその職務を遂行するよう周知・徹底を図る必要がある。

3委員の罷免及び議事参与の制限の遵守について

農業委員会法第11条においては、市町村長は、委員が職務上の義務に違反した場合非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができることとされており、また、同法第31条においては、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされている。

今回報道のあった事案は、いずれも委員の職務上の義務への違反その他委員たるに適しない非行があったとの疑いが持たれているものがある。

このため、今一度、これらの規定について、その遵守の徹底を図られたい。

農業委員会会長代表者集会が開催される

全国農業会議所は（一田孝治）は11月28日に２０１９年度全国農業委員会会長代表者集会を東京都内で開催しました。

会場には全国の農業委員会から約千六百人が参加し、活動事例報告や申し合わせ決議の採択が行われ、農地利用の最適化に全力を挙げることを再確認しました。

本県からは、14農業委員会から23人が参加し、集会終了後には、集会で決議した内容について県選出国会議員に要請するとともに、県内各地の農業・農村の現状について説明し意見交換を行いました。

農地集積に農業委員会の皆さんのご協力を!

（公財）徳島県農業開発公社

■ 徳島県の農業就業人口は、農林業センサスによると
平成12年34,144人から平成27年には
22,122人（平成12年の約65%）に減少しています。
この傾向が続くと令和2年には、2万人程になると見込まれます。

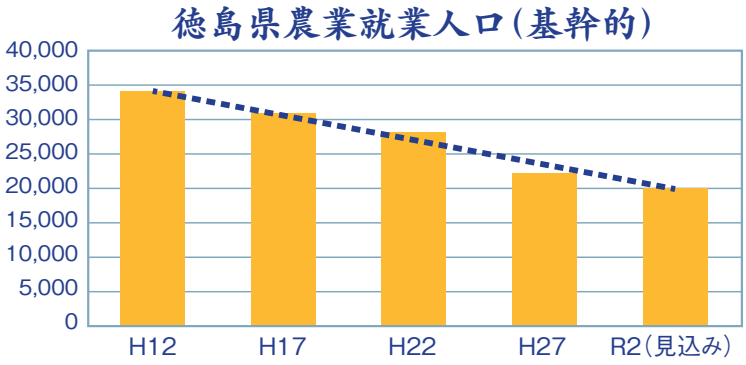

耕作放棄地を
発生させないためには、
- 農地集積による規模拡大
- 担い手の育成
- 耕地条件の改善

等が必要です。

■ このような状況から、県農業会議・県土連・JA中央会、農業開発公社の4者で、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積と地域農業の活性化を目指し、連携協定を締結しました。（農地集積推進決起大会 令和元年10月23日開催）

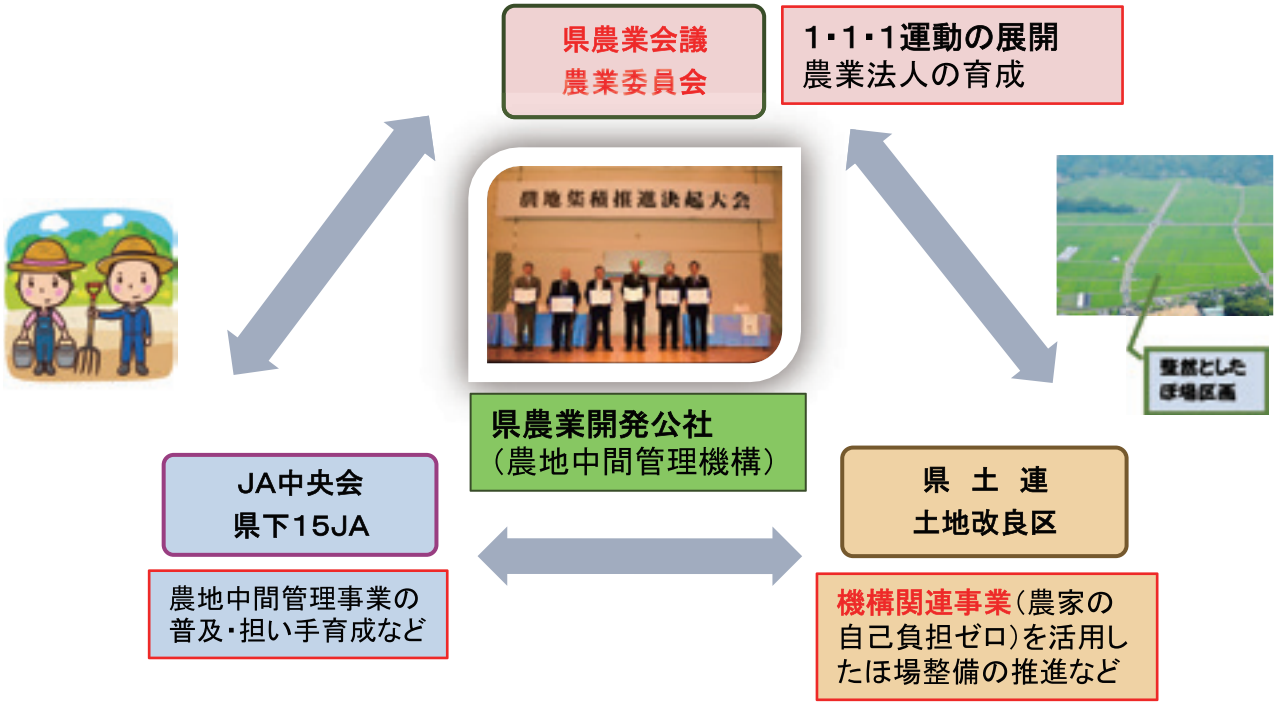

お願い!

■ 農業開発公社では、農地中間管理事業による担い手への農地集積を推進していますが、担い手からは機械が入る優良農地を借りたいという要望が多く寄せられています。

■ 農業委員会においても、「とくしま農地利用最適化推進1・1・1運動」を展開されていますが、是非とも優良農地の情報提供をお願いします。

（連絡先：（公財））農業開発公社 電話088−624−7247）

■ なお、農業開発公社では、規模拡大のため県土連・土地改良区と連携しながら、農地中間管理事業を活用したほ場整備の推進にも取り組んでいます。

日本政策金融公庫からのお知らせ

こんにちは。日本政策金融公庫(日本公庫)徳島支店です。

当公庫は、認定農業者を支援するスーパーL資金をはじめ、長期の農林漁業者向け制度資金を融資するとともに、経営に役立つ各種の情報提供や商談会の開催などによって、皆さまの経営改善支援に取り組んでいます。

アグリフードEXPO大阪2020が開催されます

2月19・20日の2日間、ATCアジア太平洋トレードセンター(大阪市住之江区)で、当公庫主催の第13回アグリフードEXPO大阪2020が開催されます。

アグリフードEXPOは、「国産」にこだわった全国的な農畜産物展示商談会です。全国各地で魅力ある農産物づくりに取り組んでいる農業経営者の皆さまや、地元産品を活用した多様なこだわり食品を製造する食品メーカーの皆さまに、広域的な販路拡大の機会を提供しております。出展ブースは約300、来場者は2日間で約1万5千人にのぼります。今回、徳島県からは県農業法人協会を含む10法人・団体が出展を予定しています。

販路の拡大が経営課題となっている方、6次産業化を検討されている方にとって、とても有意義な機会になると思われますので、将来の出展をお考えの方、ご興味のある方に、入場に必要な特別招待状をお渡しします。文末の問い合わせ先にお気軽にご連絡ください。

農業経営アドバイザーのご紹介

農業経営アドバイザー制度は、農業の特性を理解する、税務・労務・金融などの専門家からアドバイスを受けたいという皆さまの要望を受けて、農業経営への総合的かつ的確なアドバイスを実践できる人材を育成するため、平成17年に創設された資格制度です。

これまで全国で5千人超、県内においては15人の方がこの資格試験に合格され、税理士や中小企業診断士、金融機関などそれぞれの立場で農業経営を支援する活動を行っています。

今回、令和元年度前期(第29回)試験に合格された塚原喬さんをご紹介します。

塚原 喬さん
(税理士・AFP)

【自己PR】

私が育った徳島の農業の支援を税理士事務所として行っていきたいと思い、当資格取得を決断しました。この資格取得を通して農業の知識の取得。そして、農業経営ももちろん事業であるため他の事業と同様、事業計画の作成が必要です。そのためには、しっかりとした日々の会計、決算書をもとに予算、計画を作成する必要があります。

当所では農業簿記取得者が複数人在籍しておりますので、農業に必要な会計税務そして経営についてお気軽にご相談ください。

【連絡先】

塚原喬税理士事務所
徳島市住吉1-6-22

お問い合わせは
こちらまで

株式会社日本政策金融公庫
徳島支店農林水産事業

徳島市中洲町1－58
088(656)6880
営業時間　9時～17時

女性農業委員インタビュー

「嫁いだ先が先代から続く建設会社で、子育てに専念していました。子育てが一段落したら、農業をやってみたいと思い、綺麗だからという理由だけで菊の花を栽培していました。」と笑顔で語るのは美馬市農業委員(一期目)の尾方隆子さん(63歳)

尾方さんは、建設会社社長の夫を持つ兼業農家。先代は、水稲・麦合わせて1・5㌶栽培していた。そんな中、尾方さんが積極的に農業経営に携わり、経営規模を拡大。現在レタス、ナスビなど合わせて4㌶栽培している。農繁期は家族が栽培を手伝っているが、それ以外は一人で栽培・管理を行っているというから驚きだ。

「初めは、隣の家の子と一緒に初めました。良きライバルとして、楽しく農業経営を競い合ってたから続いたのかなと思います。JAからのすすめで、露地野菜に転作し、徐々に経営を拡大しました」

そんな尾方さんの農業委員としての役割は、勉強だという。鳥獣害対策物資の助成制度や中間管理事業制度を知っていれば伝えられ、解決のきっかけに出来る。委員として、遊休地も借り受けるなど前向きな委員活動を行う。一方で、JA美馬の農協理事を務めるとともに、JA美馬の女性部・主婦営農班で立ち上げた「かあちゃん野菜推進協議会」の会長(7年目)としても活躍。かあちゃん野菜は、1パックからでも出荷が可能で、専業・兼業は問わない。販路は主に関西圏のデパートで、現在会員201名が在籍。主力はサンド豆、茎ブロッコリーなど40種類以上の野菜で、月に1回はJA美馬主催の栽培指導を実施。高齢化が進む県内農業の有効策として注目を浴びている。

「会に出れば、みんな元気があって活気がでます。70歳以上でもバイタリティ溢れた方がたくさんいて、私も彼女たちを見習いあと十年は頑張りたい」と笑顔で語る。

尾方 隆子さん
(63歳)

徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場　所	対　象　者
2020年1月			
8日～9日	令和元年度女性農業委員登用促進研修会	東京都「主婦会館」	女性農業委員・女性推進委員
9日	女性農業委員向け農業者年金加入推進セミナー	東京都「主婦会館」	女性農業委員・女性推進委員
10日	農の雇用事業研修会	徳島市「JA会館」	農業者・農業法人
14日	徳島県農業会議第46回常設審議委員会	徳島市「JA会館」	常設審議委員
15日～16日	中国四国農業会議会長・事務局長会議	鳥取県鳥取市	農業会議会長・事務局長
16日～17日	農の雇用事業担当者会議	東京都「主婦会館」	農業会議職員
21日	移動農業経営相談会（東部）	徳島合同庁舎AB会議棟	農業者・農業法人
22日	移動農業経営相談会（南部）	阿南合同庁舎2階中会議室	農業者・農業法人
23日	移動農業経営相談会（西部）	吉野川合同庁舎4階401会議室	農業者・農業法人
24日	都道府県農業会議農地主任者会議	東京都「弘済会館」	都道府県農業会議職員
25日	新・農業人フェア	東京都「池袋サンシャインシティ」	農業新規就農・就職希望者
28日	集落営農ステップアップセミナー	徳島市「ホテルサンシャイン徳島」	集落営農組織・法人・農業者
2020年2月			
4日	都道府県農業会議専務理事・事務局長会議	東京都「未定」	都道府県農業会議専務理事・事務局長
7日	都道府県農業会議会長会議	東京都「主婦会館」	都道府県農業会議会長
13日	徳島県農業会議第47回常設審議委員会	徳島市「JA会館」	常設審議委員
18日	農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会（南部）	阿南市「阿南市文化会館」	農業委員・農地利用最適化推進委員
19日	農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会（西部）	美馬市「油屋美馬館」	農業委員・農地利用最適化推進委員
20日	農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会（東部）	徳島市「徳島グランヴィリオホテル」	農業委員・農地利用最適化推進委員
2020年3月			
5日	第16回女性の農業委員会活動推進シンポジウム	東京都「砂防会館」	女性農業委員・女性推進委員
12日	（一社）全国農業会議所第80回総会	東京都「都市センターホテル」	都道府県農業会議会長
13日	徳島県農業会議第48回常設審議委員会・理事会	徳島市「JA会館」	常設審議委員、理事・監事

研修会等のお知らせ

1集落営農ステップアップセミナー

県下の集落営農組織（法人も含む）や集落営農に取り組もうとしている農業者を対象としたセミナーを次のとおり開催します。

日時　令和2年1月28日（火）午後1時30分～午後4時

場所　ホテルサンシャイン徳島

内容
①講演「集落営農の実態と今後の展開方向について」
②質疑応答・意見交換

2移動農業経営相談会

農業者の抱えている農業経営に関する悩みや課題を専門家（税理士・社会保険労務士等）に無料で相談できる移動農業経営相談会を県下三地区で開催します。

東部地区
日時　令和2年1月21日（火）午後1時～5時
場所　徳島合同庁舎AB会議棟

南部地区
日時　令和2年1月22日（水）午後1時～5時
場所　阿南合同庁舎　2階中会議室

西部地区
日時　令和2年1月23日（木）午後1時～5時
場所　吉野川合同庁舎　4階402会議室

集落営農ステップアップセミナー並びに移動農業経営相談会についてのお問い合わせは

徳島県担い手育成総合支援協議会（農業会議内）
電話（088）678-5611
（担当 田中）まで
お願いします。

新刊農業図書紹介

2020年度農業委員会活動記録セット（農業委員、農地利用最適化推進委員）

近年、農業委員会の役割と業務が増大し、社会的な期待が高まっています。

一方で、農地法等の法律に基づく業務を中心に適正かつ公平・公正な執行も求められています。

このような状況の中、農業委員会組織では組織活動の一環として活動状況や成果を「目に見えるものとして」記録に残し、地域に発信していく取り組みを進めています。

本書は農業委員並びに農地利用最適化推進委員の業務日誌として必要な項目を網羅していますので、農業委員会活動の充実に欠かせないツールとして、また、業務日誌を兼ねられるアイテムとしてご活用いただけます。

（定価A4判　定価530円）

全国農業新聞の普及拡大を

全国農業新聞は、農業委員会ネットワーク組織が発行する農業専門紙です。「週間」の時間を活かし、情報がわかりやすいように解説的にまとめられています。農業委員・農地利用最適化推進委員と農業者や地域住民、消費者、農村と都市との絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

購読料　月額700円
発　行　毎週金曜日
お申込みは農業委員会へ

編集後記

2020年の農業委員会

2020年は、本県の農業委員会が新体制となって2回目の改選の年です。県内24市町村のうちの19市町村が改選を迎えるため、年明け早々から改選に向けた準備を行う農業委員会も少なくないように聞いています。

昨今の農業委員会では、何期も委員を務める農業者は少なくなっており、本会議としても農業委員等の知事感謝状に該当する者（要件：その年の9月1日時点で、併せて満12年以上在職し、功績が顕著な者）を探すのに苦労しています。

次回の改選において、どのような農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんが選ばれるのか、今から楽しみにしています。

（田中 智）

（一社）徳島県農業会議
TEL(088)-678-5611
FAX(088)-678-5664
URL http://www.tokukaig i.or.jp
MAIL home@tokukaigi.or. jp